

新制度導入後のでん粉原料用かんしょの生産者の状況について

農畜産業振興機構では、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、でん粉の原料であるかんしょ生産者の経営の安定を図るため、平成19年産より、かんしょの生産に必要な経費のうち、でん粉の原料代として生産者に支払われる額では賄えない部分について、生産者の皆様に対し交付金を交付しております。

この度、平成23年産の交付金に係る生産者の要件審査の申請状況について取りまとめましたので、制度が開始された平成19年産以降の推移と併せて、その概要を報告します。

1. でん粉原料用かんしょの生産者の状況

(1) でん粉原料用かんしょの作付面積の推移

平成23年産のでん粉原料用かんしょの作付面積は、制度開始の平成19年産と比較すると、6,663haから6,737haへと、74ha(1%)の増加となっています。かんしょ作付面積は、本制度が開始したことにより、①作付け前の交付金単価の公表、②でん粉工場との契約に基づく栽培、③出荷後の交付金の早期支払いによって、生産者が安心して作付けが行えるようになったことから、近年減少傾向に歯止めがかかり、19年産以降は、安定的に推移しています。

鹿児島及び宮崎県のかんしょの作付面積(ha)				
	鹿児島県	宮崎県	合計	うちでん粉原料用
昭和60年産	22,300	4,900	27,200	—
平成 2年産	19,800	4,000	23,800	—
7年産	15,500	2,900	18,400	—
12年産	13,000	2,300	15,300	—
17年産	13,500	2,430	15,930	—
19年産	14,000	3,000	17,000	6,663
20年産	14,000	3,340	17,340	6,001
21年産	14,200	3,260	17,460	6,068
22年産	14,300	3,040	17,340	6,971
23年産	—	—	—	6,737



(注1) 鹿児島及び宮崎県のかんしょの作付面積は、農林水産省「作物統計」を基に作成。

(注2) でん粉原料用の作付面積は、鹿児島及び宮崎県の実産者の要件審査申請時における作付面積の合計。(23年産は速報値)

(2) 生産者数及び作付面積規模の推移

平成23年産の生産者数は、19年産の10,537人から7,545人へと、2,992人(△28.4%)減少しているものの、一人当たりの作付面積は63aから89aへと、26a(41%)増加しております。

また、面積規模別に見ても50a未満の小規模層が5年間で1,122haから547haに半減する一方、100a以上の層は3,492haから4,255haと22%増加しており、制度の適用された5年間で生産規模の拡大が着実に進展しているものと考えられます。

生産者数及び作付面積規模

	生産者数 (人)	30a未満		30a以上 50a未満		50a以上 100a未満		100a以上		合計面積 (ha)	1人当たり 作付面積 (a)
		面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)		
19年産	10,537	545	8.2	577	8.7	2,049	30.7	3,492	52.4	6,663	63
20年産	8,995	451	7.5	499	8.3	1,862	31.0	3,189	53.1	6,001	67
21年産	8,283	368	6.1	423	7.0	1,841	30.3	3,436	56.6	6,068	73
22年産	7,983	292	4.2	346	5.0	2,007	28.8	4,326	62.1	6,971	87
23年産	7,545	260	3.9	287	4.3	1,935	28.7	4,255	63.2	6,737	89

(注1) 生産者数は、19年産から22年産は確定値で、23年産は速報値。

(注2) 作付面積規模は、鹿児島及び宮崎県の実業家の要件審査申請時における作付面積の合計より算出。(23年産は速報値)

(3) 要件区分別の生産者数と一人当たりの作付面積の推移

要件区分別の生産者数の推移を見てみると、全体数が3割弱減少する中で、認定農業者（B-1）が142人（17.8%）増加するなど、制度の適用を通じて担い手の育成が図られていることがうかがえます。

また、制度開始当初に受託組織等が存在しない地域における特例として、担い手の育成を目的とする組織の参加者（B-5）も対象となっていました。22年産で廃止時期を迎えたことに併せて、産地が将来に渡って安定的な生産ができるよう、共同利用組織や作業受託組織の作業要件の拡大、基幹作業の追加等の要件の見直しが行われました。この見直しにより、共同利用組織の構成員（B-3）がゼロから234人に皆増、基幹作業の委託者（B-4）が421人から1,173人へ3倍近く増加しています。制度の推進を通じて、共同利用組織の活用や作業受委託の促進が図られ、認定農業者（B-1）においても一人当たりの面積が増加しており、担い手の生産規模の拡大が進展していることがうかがわれます。

要件区分別生産者数及び作付面積の推移

	B 1			B 2			B 3			B 4			B 5			合 計		
	生産者数 (人)	作付面積 (ha)	1人当たり 作付面積 (a)	生産者数 (人)	作付面積 (ha)	1人当たり 作付面積 (a)	生産者数 (人)	作付面積 (ha)	1人当たり 作付面積 (a)	生産者数 (人)	作付面積 (ha)	1人当たり 作付面積 (a)	生産者数 (人)	作付面積 (ha)	1人当たり 作付面積 (a)	生産者数 (人)	作付面積 (ha)	1人当たり 作付面積 (a)
19 年産	800	952	119	5,200	4,789	92	0	0	0	421	126	30	4,116	796	19	10,537	6,663	63
20 年産	766	943	123	4,744	4,317	91	0	0	0	407	124	31	3,078	617	20	8,995	6,001	67
21 年産	821	1,082	132	4,803	4,384	91	0	0	0	601	188	31	2,058	414	20	8,283	6,068	73
22 年産	966	1,457	151	5,325	5,084	95	279	54	19	1,413	377	27	—	—	—	7,983	6,972	87
23 年産	942	1,388	147	5,196	5,006	96	234	45	19	1,173	298	25	—	—	—	7,545	6,737	89

(注1) 生産者数は、19年産から22年産は確定値で、23年産は速報値。

(注2) 作付面積は、鹿児島及び宮崎県の実業家の要件審査申請時における作付面積の合計。(23年産は速報値)

(4) 年代別生産者数の推移

平成23年産の生産者の年代構成は、60代未満が35.1%であるのに対し、60代が21.9%、70歳以上が41.9%と、高齢者の割合が高くなっています。

また、60代未満の生産者数は、19年産の3,729人から23年産は2,650人と1,079人(△28.9%)減少しており、若い世代の新規参入が余り進んでいないという傾向がうかがわれます。

一方、高齢化の状況を、鹿児島県全体の就農人口と比較すると、60代未満の割合は、県全体の28.2%を7ポイント程度上回っております。

当制度の導入に伴い、共同利用組織の活用や作業受委託の進展、規模拡大や法人の増加により、相対的には、高齢化の進行がやや緩やかな状況となっています。

年代別生産者数の推移

	40代以下		50代		60代		70代		80代以上		法人		合計
	生産者数 (人)	構成比 (%)	生産者数 (人)	構成比 (%)	生産者数 (人)	構成比 (%)	生産者数 (人)	構成比 (%)	生産者数 (人)	構成比 (%)	生産者数 (人)	構成比 (%)	
19年産	1,643	15.6	2,086	19.8	2,248	21.3	3,715	35.3	799	7.6	46	0.4	10,537
20年産	1,303	14.5	1,811	20.1	1,867	20.8	3,192	35.5	777	8.6	45	0.5	8,995
21年産	1,165	14.1	1,712	20.7	1,791	21.6	2,850	34.4	705	8.5	60	0.7	8,283
22年産	1,143	14.3	1,679	21.0	1,751	21.9	2,693	33.7	634	7.9	83	1.0	7,983
23年産	1,032	13.7	1,618	21.4	1,649	21.9	2,491	33.0	669	8.9	86	1.1	7,545

(参考) 鹿児島県における年齢別農業就業人口

	40代以下		50代		60代		70代		80代以上		法人		合計
	生産者数 (人)	構成比 (%)	生産者数 (人)	構成比 (%)	生産者数 (人)	構成比 (%)	生産者数 (人)	構成比 (%)	生産者数 (人)	構成比 (%)	生産者数 (人)	構成比 (%)	
21年度	10,013	13.5	10,917	14.7	17,339	23.3	27,438	36.9	8,657	11.6			74,364

(注1) 生産者数は、19年産から22年産は確定値で、23年産は速報値。

(注2) 鹿児島県における年齢別農業就業人口は、2010年世界農業センサスを基に作成。

2. まとめ

平成19年の制度導入後において、作付面積は安定的に維持されており、また、平成22年の生産者要件見直しにより共同利用や作業受委託が進展するとともに、規模拡大が着実に図られていることがうかがわれます。

今後も、一層の生産性の向上や生産規模の拡大等の推進によって、原料用かんしょ生産者及びかんしょでん粉製造事業者の皆様の経営の安定が図られることを期待するとともに、当機構におきましても、本制度の円滑な実施とともに、かんしょでん粉の品質向上や用途拡大等に資する取組みを進めて参りたいと考えております。

(参考) 要件区分

- B-1 : 認定農業者であるか、又は特定農業団体若しくはこれと同様の要件を満たす組織であること
- B-2 : 収穫面積の合計が0.5ha以上である生産者（法人を含む。）であるか、又は3.5ha以上である協業組織であること
- B-3 : かんしょ栽培に係る基幹作業※の面積の合計が3.5ha以上である共同利用組織の構成員であること
- B-4 : 認定農業者、②の生産者、又は基幹作業の面積の合計が3.5ha以上である作業受託組織等に基幹作業を委託している者であること

※ 基幹作業は、①育苗 ②耕起・整地 ③畝立て・マルチ ④植付け ⑤防除（平成22年産より追加）⑥収穫 の各作業です。

このページに掲載されている情報の発信元
農畜産業振興機構 特産業務部 でん粉原料課（担当：安藤・山崎・宗政）
Tel：03-3583-1264 Fax：03-3583-8758